

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【 小諸市動物園 ライオンのナナちゃん 】

(使用許諾：小諸市商工観光課)

12 月
No.210

I. チャイナリスク・為替動向について.....	P 1
II. 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し.....	P 4
III. 適格請求書発行事業者登録はお済みですか.....	P 6
IV. 国税のスマホアプリ納税がスタートしました.....	P 7
V. 消費税セミナーを開催しました.....	P 8
VI. 今年はウェルビーイング元年！？.....	P 9
VII. 私の履歴書（その 16）.....	P 11
編集後記.....	P 12
事務所カレンダー	P 13



I. チャイナリスク・為替動向について

副所長 新 貝 育 生

1. 防衛関連大幅な増額と財政悪化

先日総額 2.9 兆円規模の第 2 次補正予算が成立しました。その中には、物価高騰対策や新しい資本主義への取組みなどとともに、防衛費を今後 5 年間で総額 4.3 兆円、GDP 比 2 % 程度まで段階的に増額する方向性が確認されました。単年度ではおよそ 1.1 兆円まで増やす見込みで、現在 5 兆 4000 億円、海上保安庁分も含めると 6 兆 1000 億円の防衛関連の支出は約 5 兆円増額されることとなりそうです。財政赤字が途方もない額に積み上がっている中、財源についてはとりあえず増税を見送り国債他で賄う方向になりつつあり、どうなるかが注目されます。



この議論で対照的だったのは、政権交代まで起こったイギリスです。ポピュリズム的な政策を主張して首相になったリズ・トラス氏ですが、物価高騰の中の景気刺激策や明確な財源を示さないままの大幅な減税策による財政の悪化懸念に対して市場は NO を突きつけ、株式、為替、債券のトリプル安を招き、結局史上最短で退陣することになりました。

一方、日本の財政悪化はイギリスの比ではないにもかかわらず、防衛関連支出の巨額の増額が決まってもそこまでの影響は出ていません。この点、第一生命経済研究所の永濱氏の分析によれば、GDP に対する各種指標のうち、日本の財政赤字は 180% に迫る比率で飛び抜けて悪いものの、経常収支や対外純資産の比率は良く、G7 の中でみればデフォルトリスクはドイツに次いで低いとのこと。つまり借金は多いけれども多角的にみればまだ信用力がある、ということのようです。

だからといって巨額の財政赤字が許容されるわけではなく、長期の異次元緩和により、市場の価格調整機能が壊れているのでは、という見方もあります。BNPパリバ証券の中空氏によれば、イギリスの金融市場の混乱はむしろ健全に機能している市場が警鐘を鳴らした結果であり、片や日本は警鐘を鳴らしてくれるはずの市場が機能しなくなっているのでは、さらに「リスク指標が弛緩している日本で真のリスクに気づいたときには手の施しようがないことにならないだろうか」と指摘しています。

法案の審議の過程では、敵基地攻撃能力の保有についても与党内で確認され、アメリカのトマホークを 500 発購入するといった具体的な内容まで出てきています。平和憲法のもと専守防衛を基本としてきた戦後日本の防衛戦略としては大転換となります。ウクライナ戦争では、インフラを狙ったミサイル攻撃によりウクライナ国民は厳冬の中、暖房を大幅に制限され、我慢を強いられています。最近では北朝鮮が「いつでも日本を攻撃できるぞ」とばかりに弾道ミサイル実験を強化していますが、一方的に攻撃されるといった状況を回避するためには、ある程度踏み込んだ対策が抑止力として必要なのでしょう。

中国の動向も気になるところです。後述する国内問題の方向性をそらすために国外への対応を強めるのは常套手段であり、台湾への侵攻は遠くない将来起こるという見方が増えてきました。また、その後の尖閣諸島への介入も想定されるシナリオの一つで、防衛関連予算の増額の根拠の一つとなっています。一方、ウクライナ戦争のロシアに学び、自制する可能性も残って

います。戦争という最も非効率な惨劇を招かないためにも、政治家の皆さんには知恵を出し合
って回避する努力を続けていただきたいと思います。

2. チャイナリスク

中国では習近平国家主席が異例の3期目続投をする過程で、ほぼ『皇帝』といえるような権
力を手中に収めました。一方、強権的な手法に対する国内での反発や、メンツにこだわり政策
転換できないゼロコロナ政策への不満は表面化しています。厳しい情報統制を敷いている中
でも漏れ伝えられるデモの映像などは、その反発の強さの裏返しでしょう。

報道でも何度も目にしますが、中国のロックダウンは日本の対応
とは比較にならないものです。ウィルスの拡散を防ぐためなら人権
侵害もいとわず、外出禁止により身動きできなくなった市民が（治
療を受けられずに）病死することはもちろん、餓死するかもしれな
いというほどの食糧不足があるそうです。また濃厚接触者も範囲が
広く、マンション等集合住宅でひとり感染者ができれば、そのマンシ
ョン全体がロックダウンになる、それがあつた日突然予告なしで始ま
るといった厳密なものとのことです。



デモはこのような厳しい対策に対する不満が積もりに積もつて爆発した結果のようですが、
プラカードなどではなく白紙を持って行うことから「白紙運動」「白紙革命」などとも呼ばれ、
政府、中国共産党にも矛先が向き、中国政府としては神経をとがらせているようです。これら
の流れを受けて、コロナ対策は緩和の方向へ向かい始めていますが、いずれにしても近年の中
国では考えられない驚くべき事態でした。

ゼロコロナ政策は人の流れや物流・生産の停滞、輸出等経済全般に影響し、中国経済全体に
大きな影響を及ぼしており、10-12期の経済成長率はマイナス予想までさやかれています。
当然現地の日本企業にも大きな影響を及ぼすとともに、日本国内における部品調達の遅れなど
サプライチェーンの混乱につながっており、他人事ではない影響が出ています。

2020年のコロナウィルスが世界的に流行しはじめた当初には厳しい政策は功を奏し、世
界の中でもいち早く封じ込めに成功するとともに経済も回復し、各国がロックダウンで身動き
できない中、一人勝ちしました。今回は逆に中国のみロックダウンにより身動きができない中、
世界経済の不安要素の一つとなっています。企業の中には、円安だけでなくカントリーリスク
も考慮して生産や調達を国内に戻す動きも出てきており、事業継続のための取捨選択を検討す
べき時期に来ているかもしれません。

3. 円安への対応

10月20日にドル円相場が32年ぶりに1ドル150円台と節目を超えたことで、更なる円安
も想定されはじまりました。ところがアメリカ雇用統計の悪化など景気減速につながるデータと
FRBの利上げペースの減速報道とにより反転し始め、134円台まで約15円も一気に円高に
戻しました。

その前に財務省による為替介入は9月から10月にかけて計9兆円規模で行われ、一時的に
押し戻したもののすぐにまた落ちる、といったことが続きました。協調介入が難しい中、日本

の当局の影響力は限定的で、アメリカの動向一つで右往左往させられる、ということも改めて見せつけられました。一方、日銀は（口先介入は一部であったものの）異次元緩和を継続し続け、政策変更することのないまま結局過度の円安は緩和の方向に向かい、市場の圧力には屈しないという中央銀行としてのメンツは保たれたことになります。

円安により 2%の物価上昇の目標が図らずも達成されましたが、物価高の悪影響も深刻化しています。厚生労働省の毎月勤労統計調査によれば実質賃金のマイナスは 7 か月連続で、かつ 10 月のマイナス幅は 2.6%と広がり続けています。賃金も少しずつ伸びているものの、その伸びが物価の伸びに追いつけず可処分所得は減っていることになります。

また輸入価格の高騰で貿易収支どころか経常収支も減り続けており、10 月は 640 億円の赤字でした。このままの状態が続くと日本の富が海外に流出し続けることになります。弱いといわれる景気回復やコロナウィルスでダメージを受けた企業への配慮も重要ですが、異次元緩和の出口を模索する時期に来ているのではと思います。

一方、かつてほどではないにしろ輸出で恩恵を受ける企業も多く、いわゆる K 字回復といわれる儲かる企業とそうでない企業の差がより顕著になっています。財務省の統計の法人企業統計調査では、利益が前年より増加傾向にあり、それに伴って法人税の税収も上振れしています。物価高に対応した賃上げに伴い所得税収も増加していること、円安による輸入価格の増加により輸入関税や消費税が増えるなど、こと税収という意味ではプラスの効果のほうが大きいようです。

日本企業では円安の方向性を受けて、生産や調達を国内に戻す動きも出てきています。かつて円高が進む中コスト削減を目指して海外へ進出していったものの、40 年の歳月を経て円安に戻り国内回帰するというのは喜んでいいかわかりません。一方、国内経済としては、工場が増え雇用が増え、経済に好影響を与える可能性も考えられます。

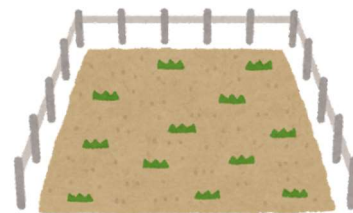
サッカー W 杯の日本代表の活躍も久しぶりに心が躍るニュースでした。日本もまだまだ捨てたものじゃない、まだまだ頑張れるぞと思います。ながら、日々の努力を続けたいと思います。





Ⅱ．所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し (民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法)

所有者がわからない土地は、利用や管理が困難であるため、公共事業や災害復興の妨げとなっています。こうした所有者不明土地問題を解決するために、「民法等の一部を改正する法律」、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました。これらの見直しにより、所有者不明土地を減少させたり、所有者の管理が不適当で、他人の権利・法的利益が侵害される土地・建物について管理人選任により適切な管理が可能になります。また、相続で取得して管理や処分に行っている土地を国に引き取ってもらえるようになります。



1. 登記制度の見直し

(1) 相続登記の申請義務化（Ｒ６年４月１日施行）

- 不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から３年以内に相続登記の申請をすることを義務付ける（正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり）。
- 相続登記の申請義務の実効性を確保するよう、登記手続きの軽減等の施策を導入する。

(2) 登記名義人の死亡等の事実の公示（Ｒ８年４月までに施行）

- 登記官が他の公的機関（住基ネットなど）から死亡等の情報を取得し、職権で登記に表示することにより、登記名義人の死亡の有無の確認が可能になる。

(3) 住所変更登記の義務化（Ｒ８年４月までに施行）

- 所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から２年以内にその変更登記の申請をすることを義務付ける（正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり）。
- 他の公的機関から取得した情報に基づき、登記官が職権で変更登記をする新たな方策も導入され、転居や本店移転等に伴う住所等の変更が簡便な手続で登記に反映される。



2 土地・建物等の利用に関する民法の見直し（Ｒ５年４月１日施行）

(1) 土地・建物の管理制度の創設〔財産管理制度の見直し〕

- 個々の所有者不明土地・建物の管理に特化した制度（裁判所が管理命令を発令し、管理人を選任・裁判所の許可があれば売却も可）を創設し、所有者不明土地・建物の管理を効率化・合理化する。
- 所有者が土地・建物を管理せず(管理不全土地・建物)、これを放置していることで他人の権利が侵害されるおそれがある場合に、管理人の選任を可能にし、管理不全化した土地・建物の適切な管理を可能とする。

(2) 不明共有者がいる場合への対応〔共有制度の見直し〕

- 裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする。
- 裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みを創設する。

- 不明共有者がいても、共有物の利用・処分を円滑に進めることが可能になる。

(3) 遺産分割長期未了状態への対応〔相続制度の見直し〕

- 相続開始から 10 年を経過したときは、個別案件ごとに異なる具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みを創設し、遺産分割長期未了状態の解消を促進する。

(4) 隣地等の利用・管理の円滑化〔相隣関係規定の見直し〕

- ライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の設備を他人の土地に設置する権利を明確化し、隣地所有者不明状態にも対応できる仕組みも整備する。ライフラインの引込みを円滑化し、土地の利用を促進する。



3. 相続土地国庫帰属制度の創設（R 5 年 4 月 2 7 日施行）

相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることを可能とする制度を創設する。

なお、「承認申請自体が認められない土地」や、「状況等次第では承認が認められない土地」が規定されているため、必ずしも、相続人の希望に応じて、土地を手放すことができるとは限りません。

国庫帰属までの流れ

①承認申請



〔申請権者〕

相続または遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者
※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

②法務大臣（法務局）による要件審査・承認



- 実地調査権限あり
- 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- 運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用を確保



③申請者が負担金を納付



審査手数料及び 10 年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要



④国庫帰属

出典：法務省HP
(担当：監査部第1課)





Ⅲ. 適格請求書発行事業者登録はお済みですか

令和5年10月1日にインボイス制度が導入されます。事業者登録、請求書等への対応を考えると、そこまで時間はありません。制度開始直前に慌てないためにも、早めに準備を進めておきましょう。



1. 「適格請求書発行事業者」登録の必要性

令和5年10月1日にインボイス制度が導入されると、課税事業者である買い手は、適格請求書等（インボイス）を保存しないと仕入税額控除ができなくなります。新制度導入に向けて、課税事業者である買い手が、売り手に対して適格請求書発行事業者であることを求めるようになっていくと考えられ、売り手は対応を迫られています。

インボイスは適格請求書発行事業者登録を済ませた業者だけが発行できるため、売り手としてインボイスを発行することを決めた場合には、登録申請をして適格請求書発行事業者になる必要があります。

また、上記のように取引先が適格請求書発行事業者であるかどうかは、事業者の仕入税額控除に大きく関係することから、適格請求書発行事業者に登録した事業者の氏名や登録番号等は登記簿に搭載され、国税庁のホームページで公表されます。

2. 登録の手続き

制度開始とともに適格請求書発行事業者となるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります（ただし特定期間（個人事業者ではその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人では原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間）の課税売上高等により、新たに課税事業者となる事業者の場合は、令和5年6月30日まで）。

適格請求書発行事業者は課税事業者である必要があるため、現在免税事業者で登録をしたい場合、本来は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し課税事業者になる必要がありますが、令和5年10月1日を含む課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となるため、届出書の提出は必要ありません。

登録申請書は e-Tax や郵送による提出が可能です。詳しくは監査担当者までお問合せください。

3. 自社が発行する請求書等のインボイス対応

適格請求書等に対応するためには、請求書様式の記載事項の変更が必要となります。適格請求書発行事業者が交付する請求書として登録番号の記載はもちろん、「適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額等」も記載しなければなりません。

また、小売業、飲食店業のように、不特定かつ多数の者を相手に事業を行う事業者は、インボイスに代えて、いわゆるレシートのように記載項目が簡略化された「簡易インボイス（適格請求書）」を発行することも認められています。まずは自社の発行する書類の様式を確認し、どのような様式にするか検討しましょう。



（担当：監査部第1課）



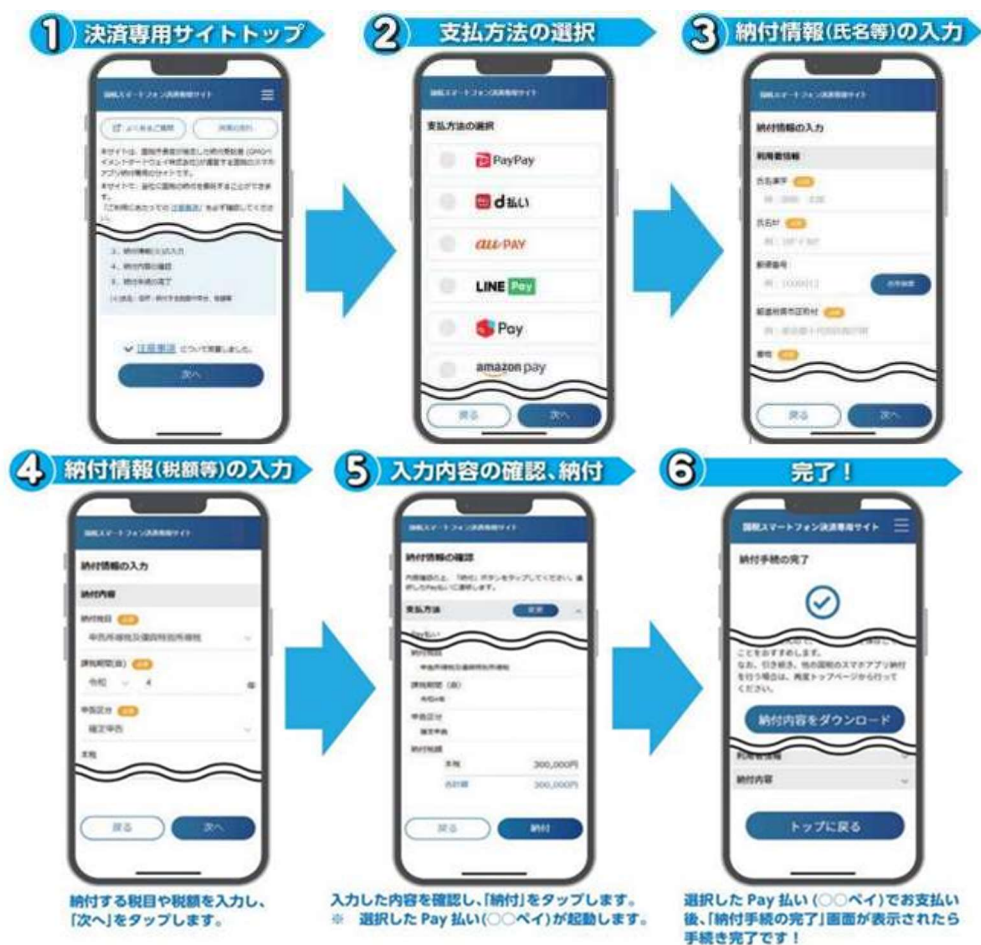
IV. 国税のスマホアプリ納税がスタートしました

令和4年12月1日から、国税のスマホアプリ納付が利用可能となりました。スマホアプリ納付とは、納付受託者（GMO ペイメントゲートウェイ株式会社）が運営するスマートフォン決済専用の Web サイトから、納税者が利用可能な Pay 払いを選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。自動車税など、地方税ではスマホアプリを利用した納付の導入例がありますが、国税は初めてです。今回は、スマホアプリ納税についてご紹介します。

利用できる Pay 払い（決済サービス）	
 PayPay  d払い  au PAY  LINE Pay  Pay  amazon pay	
いずれもアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。	
一度の利用上限金額	
30 万円	
※利用する Pay 払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。	
利用できる税目	全税目 ※印紙を貼り付けて納付するなど、納付書を添えて納付されない税目は除きます。
決済手数料	無料
ポイント付与	利用される Pay 払いによって異なりますので、利用される Pay 払いの決済サービス運営会社へお問い合わせください。
国税スマートフォン決済専用サイトアクセス方法	
(ア)e-Tax の受信通知からアクセス (イ)確定申告書等作成コーナーで出力される二次元コードからアクセス (ウ)国税庁ホームページからアクセス	
領収書	
発行されませんが、以下⑥の「納付手続の完了」のページで「納付内容をダウンロード」をタップすると、納付情報が表示されたページをダウンロードできます。納付内容を後日確認することはできませんので、ページのダウンロードをおすすめします。	



国税スマートフォン決済専用サイト手続



(ア)・(イ)のアクセス方法の場合は、納付する税目や金額などの情報が「国税スマートフォン決済専用サイト」に引き継がれるため、③④の入力作業は省略されます。

出掛ける時間がない時でも納付ができ、決済サービスによってはポイントが付与されるものがありますので、納付額と利用している決済サービスをご確認の上ご利用ください。

(出典：国税庁「スマホアプリ納付の手続き」「スマホアプリ納付のQ&A」

財務省「国税の納付方法」

(担当：監査部第2課)



V. 消費税セミナーを開催しました

11月7日、小諸市市民交流センターにて消費税セミナーを開催いたしました。

51名の皆様にご参加いただきました。

所長の佐藤からご挨拶と「現行消費税法の問題点」についてのお話をさせていただき、副所長の新貝から、「消費税インボイス制度」についての講義をさせていただきました。インボイス制

度開始まで 1 年を切りましたが、制度開始に伴う問題点等がないかどうか、経理担当者のみではなく、社内全体でご検討をお願いできればと思います。



お忙しいところご参加いただきましてありがとうございました。

ご参加いただけなかった顧問先のお客様には、当日お配り致しましたセミナー資料を差し上げますので、監査担当者にお申し出ください。



(担当：研修委員会)



VI. 今年はウェルビーイング元年

－ 会社の発展と働く人の幸せ －

最近注目されている「ウェルビーイング」。ウェルビーイングとは、働く人の働きがいを含めた「より良く生きる」ということの意味ですが、社員の幸福度と生産性の高さの関連が明らかになりつつあります。社員が心身ともに健康であると生産性が高まり、離職率、欠勤率が低下するというデータがあります。「一瞬の幸せ」ではなく「持続する幸せ」「人生における長期的な幸せ」を意味するウェルビーイングが注目され、研究が盛んに行われています。

また、SDGsの「持続可能な開発目標」にも、人間開発の指標を、経済的なものから、人々や地球のウェルビーイングに焦点を当てたものに変えていこうとする大きな流れがあります。

1. 特に日本で「ウェルビーイング」が注目される理由は？

①人材不足の深刻化

人口減少、少子高齢者が世界で最も深刻となっており、ますます労働人口が減少することから、「一人当たりの生産性を上げる」必要があります。心身ともに健康な状況の社員は、集中力等が上がるため生産性の向上が期待できます。



②価値観の多様化

働き方改革では「社員の多様性を尊重する」という考え方から、多様性こそが企業の成長につながると考えるようになっていきます。

個人も、会社もどちらもよい状態であることが持続可能な社会を作るのに欠かせないわけです。ただし、会社の成長の鍵となる働く人の幸せ感ですが、一時的なものと持続的に感じられるものがあるようです。

2. 長続きする幸せとそうでない幸せとは？

長続きしない幸せ…「金銭欲」「物欲」「名誉欲」など地位財産を得たことによる幸せ
長続きする幸せ …「安全」「健康」「心の良い状態」など「非地位財」型の幸せ

3. 長続きする幸せの中身は？

幸福学研究者（慶応大学院：前野隆司教授）

- ①自己実現と成長（やってみよう因子） ②つながりと感謝（ありがとう因子）
- ③前向きと楽観（なんとかなる因子） ④独立とマイペース（ありのままに因子）

このような思いが実現されたときに、より幸福を感じ、良い仕事ができ、結果、生産性が上がるようです。

4. 中小企業でもできるウェルビーイングの取り組み

福利厚生や働きやすい環境づくりはもちろん大切ですが、慣れてしまったり、もっと…となり、「長続きする幸せ」には結び付きにくいいため、そればかりに偏らないことです。不満はなくなるかもしれませんが、自己実現ややりがいには大きな影響は与えないからです。ウェルビーイングや働きがいを高めるものは、人により、またその人の置かれている状況、環境等により違いますので、上司と部下が何を大事にしているか、どのように成長していきたいかななどを対話し、アンケートなどを通して定期的に可視化して把握し、個別にできるだけきめ細かく必要な対応をしていくことが会社の発展につながるのではと思います。

京セラや現KDDIを創業した稲盛和夫氏が創業間もないころから、社会の発展とともに、働く人の「物心両面の幸福」を掲げていたことは注目すべきことと思います。

（担当：総務部）





Ⅶ. 私の履歴書（その 16）

～ 小諸の史跡保存に関わって ～ 所長 佐藤 英人

私が小諸に帰ってからしばらくは相続税申告の数は少ないこともあり、私が一手に引き受けていました。その仕事の延長でいくつかの旧跡に関わり、市へ引渡し保存することができました。今回はその内の 3 つについて記述してみたいと思います。

1. 小諸城大手門公園

最初に関わったのは、小諸城大手門を一族で守っていた大塚家の相続でした。いくつもの相続不動産の処分を任されましたが、大手門について、私と父で大手門の小諸市への寄付を進言し親族会議を開いていたとき、二つのお約束をして小諸市の協力もあり実現しました。



条件の一つは明治維新後、このような大切な文化財を大塚家という一市民が守ってきたことの証を残して欲しいとのことでした。現在は大手門の脇に、当時の塩川市長の揮毫で大塚家からの寄付であることを記した石碑が立っています。

もう一つは現在の大手門公園の敷地とその周辺は、ほぼ全て大塚家所有でしたが、駐車場以外は貸しており、その借地人・借家人との賃料等をめぐる問題についての解決協力の依頼でした。その流れで私は大塚家の代理人として都市計画課の職員と一緒にスナック・アパート・繭倉・食堂・家具屋等々に足を運んで、いわゆる「地上げ」に協力して公園ができました。

また、大手門駐車場には中映という映画館を経営する会社に貸していた部分があり、中映には株主も多く、更地化するための会社解散決議の総会には興行系の方も来て荒れる可能性がありました。これに対抗するために大塚家の東京の方が懇意なその筋の方を呼んで、その方が総会の前に問題の株主を呼び出して、一言で黙らせてしまうというドラマのような場面もありました。この中映解散の件はまだ元気であった父が中心に関わりました。

なお、今年 12 月には残っていた大手門の北の大塚家の古民家を、丁子庵様買い取っていただきました。おそらく来春にはそば菓子の喫茶店が開店し小諸名物が増えると思います。



2. 問屋場本陣と小諸義塾

先代の田村医院の奥様から電話があり、相談に乗って欲しいとのことで伺いました。高齢化した院長が息子に医院の後継者になってほしいとのことで、話してきて欲しいという相談でした。

高校時代の硬式テニス部の先輩であった田村先生は、「帰って地域医療に貢献したいが、その条件整備をしてほしい。国の重要文化財である問屋場本陣は市へ寄付して保存のための整備してもらいたい。元小諸義塾の古い診療所では自分のしたい小児科医療はできない」と言われました。

この話を田村先生の御両親にお話しして、問屋場本陣と元小諸義塾を小諸市に寄付し、新しい診療所を建てることで話が進み、実現しました。今、問屋場本陣は 7 年がかりの令和の大修理がすすまっています。5 年後には立派に修理が終わり、一般公開がされると思います。

また、元小諸義塾は、ぜひ建っていた場所にしたいということになりました。元の場所近くである懐古園の脇は、上記の大塚家と林家が所有しており、両家に私と市で協力をお願いに行きました。

「地域の方が了解するなら」という条件だったので、市が地元説明会を開いて了解を頂き、土地を小諸市で買上げ、小諸義塾を移築し、資料館として再生することができました。また隣に島崎藤村の「惜別の歌」の碑も建てられました。

3. ほんまち町屋館

本町で現在街並み保存の拠点となっている旧笠原邸の保存も思い出深いものがあります。

ご主人を亡くされ就職前のお子様をお持ちの奥様から不動産処分のご相談を受けました。ちょうど私の父が亡くなった時で、当時の小林小諸市長に亡父の葬儀委員長を依頼に行きながら、笠原邸を本町の拠点として買い取っていただけないか依頼をしました。数日後に、市長から本町街道の観光バスの駐車場としての買い取りを検討しているが、一部薬局に賃貸しているのでその問題を解決してもらわないと難しいとの話がありました。

大塚酒造の大塚社長に相談しながら、結局その問題解決に1年以上かかりました。また小説になるような幾つもの出来事があり、今でもその時のことに負い目を感じています。

しかし笠原邸は残り、またこれをきっかけに北國街道の歴道整備事業が始まりました。その拠点としてほんまち町屋館として再生され、観光客のお休み処やイベント会場として活用されています。

◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

2022年も残り僅かとなり、日々慌ただしくなってきました。
発行日現在開催されている、サッカーワールドカップカタール大会にて日本が2大会連続でベスト16位入りするという快挙を達成し日本中を歓喜の渦に巻き込みました。
コロナ禍が続く中での明るい話題でありました。来年以降もこのような明るい話題が増えることを願うばかりです。



本年度の事務所ニュースもこれが最後の発刊となりました。
表紙写真は小諸市動物園シリーズでしたが、最後を飾るのは12月12日に21歳となったライオンのナナちゃんです。現在、国内で最高齢のライオンが25歳ですので長寿ライオンとなります。是非とも小諸市動物園にてその姿をご覧ください。

本年度もご愛読を頂きまして有難うございました。
これからも皆様方にお役立てできるよう努めてまいりますので来年度以降もどうぞよろしくお願い致します。



🎄🌟🎄🌟🎄🌟🎄🌟🎄🌟🎄🌟🎄🌟🎄🌟🎄 **事務所カレンダー** 🎄🌟🎄🌟🎄🌟🎄🌟🎄🌟🎄🌟🎄🌟🌟

※この予定は変更する場合もございます

12 月	1 日 (木)	会議・研修日
	17 日 (土)	営業日
	29 日 (木)	(AM) 反省会 ・ (PM) 大掃除
	30 日(金) ～ 1 月 4 日(水) 年末年始休業	
1 月	5 日 (木)	(AM) 会 議 ・ (PM) 通常業務
	7 日 (土)	営業日
	10 日 (火)	源泉所得税・住民税(特別徴収)納付期限
	20 日 (金)	源泉税納期特例納付期限
	21 日 (土)	営業日
2 月	1 日 (水)	会議・研修日
	16 日 (木)	個人確定申告開始
	25 日 (土)	営業日
3 月	1 日 (水)	会議日
	4 日 (土)	営業日
	11 日 (土)	営業日
	15 日 (水)	個人確定申告期限
	25 日 (土)	営業日



◆毎日の朝礼	8 : 45 ～ 9 : 00
◆会議・研修日	・ 会議： 午前 9:30 ～ 11:00 頃 まで ・ 研修： 午後 1:00 ～ 4:30 頃 まで



※ 朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、 終了後直ちに
ご連絡させていただきますのでご了承ください。 なお、緊急の場合はお知らせください。